[論文抄録]

貧困・低所得者層に対する就労支援と社会的自立に関する開発 研究 - 自立支援プログラムに関するアンケート調査報告書 52 頁

丹波史紀¹、山田壮志郎²、下村幸仁、小野由美子³

¹福島大学、²岐阜経済大学、³国民生活センター相談調査部調査室 厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業 平成 17 年度研究報告書 2006 年 3 月

本研究は、生活保護制度見直しに関わり、今後生活保護行政に大きな影響をもたらすことになる「自立支援プログラム」の導入に係る政策評価を行うことである。

全国の都道府県・政令指定都市・中核市の 98 団体中 95 団体からの高い回答(有効回収率 95.9%)があった。この調査の意義は、自立支援プログラムの初年度における実施状況を確認できたこと、

個別支援プログラムごとの実施状況を確認できたこと、 自立支援プログラムを実際に運用する 上でのそれぞれの自治体が抱える課題を確認できたことである。また、その後厚生労働省も全国一 斉調査を実施したが、本調査のような自由記述はなく、したがって個別支援プログラムの実施状況 の課題などについては、貴重な知見を得ることができた。とりわけ本調査で明らかになったことは、

就労支援プログラムへの偏重、 就労支援プログラム以外の個別支援プログラムの実施の低調さ、 多岐にわたる自治体独自の個別支援プログラムの展開が見られることである。

今後の課題として、「日常生活自立」や「社会生活自立」に関わる効果的な個別支援プログラムの 開発・実施が認められた。

[講演]

権利としての生活保護と自立支援の在り方

下村幸仁

本年度、関係機関・団体からの要請により講演を行った。期日・講演内容は下記のとおりである。

(1)2006年1月17日

福島県福祉事務所査察指導員研修会

福島県社会福祉協議会

「生活保護の動向と査察指導員の役割・課題」

(2)2006年2月15日

青森県社会福祉事務所等職員研修

青森県立保健大学

「相談面接の技法ー生活保護インテークを中心として」

(3)2006年5月14日

福島県生活と健康を守る会学習会

福島市市民会館

「憲法 25 条生存権と生活保護制度の活用ー真のナショナルミニマムを活用する運動を」

(4)2006年7月1日

福島県弁護士会生活保護制度学習会

郡山法律相談センター

「生活保護制度運用の実態と問題」

(5)2006年7月8日

福島県学校事務制度研究会

郡山ビッグアイ

「公的扶助と就学援助」

(6)2006年7月28日

郡山地方労連学習交流集会

郡山市社会福祉センター

「『骨太方針 2006』と財政問題」

(7)2006年12月9日

県政研究会第4分科会

福島大学

「『自立支援』とは」

(8)2006年12月10日

全国公的扶助研究会

法政大学

「有期保護とボーダーライン層への対応」

生活保護受給者は、1997年をボトムとしてかってない増加を示している。この増加理由として長引く経済不況があげられ、したがって稼働能力者である失業者や勤労貧困層の制度への流入がその要因であるとされる。しかし、保護増加の実態をみると、「高齢世帯」の増加がもっとも多く、かつ

増加への寄与率も高い。一方、稼働能力者を含む「その他世帯」では、増加はみられるものの寄与率はきわめて低い。このことは、生活保護制度がセーフティネットとして機能していないことを証明している。生活保護制度は国民の権利であるにもかかわらず、制限扶助化し「利用すべき人」が受給していない原因はどこにあるのかについて、福祉事務所の運用の在り方と政策的トリックから示した。また、当事者団体やアドボケイターに対しては、2005年から導入された「自立支援プログラム」との関係から、申請手続き等のノウハウについても提起した。

「著書]

改訂新版『これが生活保護だー福祉最前線からの検証』

下村幸仁

尾藤廣喜・松崎喜良・吉永純編著、高菅出版、2006 年 12 月 担当部分「第 10 章 『監査』を監査する」325~342 ページ

本稿は、生活保護制度にシステマライズされた監査に関して、初めて論究したものである。生活保護制度は、地方分権が進められるなか機関委任事務が法定受託事務と自治事務に変更となった。しかし、法第 27 条の 2「相談」以外はすべて法定受託事務である。なかでも、監査は従前のままで、厚生労働省の監査(一般監査、特別指導監査、施行事務監査)や会計検査院の検査は福祉事務所の現場に「適正化」の多大な影響を与えている。その「監査」について、本来憲法と生活保護法との合規性から、実際の監査実態を通して見た在るべき姿を追求した。

また、この度の改訂新版では、生活保護「改革」の一環として 2005 年度から導入された自立支援プログラムに関して監査の在り方について初めて論じた。生活保護制度を利用した場合における 人格的自立や、日常生活での生きづらさ、社会生活における暮らしにくさに係る利用者本位で、か つケースワーカーのための監査方法を提示したものである。

なお本書は、生活保護の「適正化」政策が浸透し始めた 1980 年代後半、福祉事務所の現場で憲法や生活保護法の理念・原則を逸脱した運用がなされる状況下において、生活に困窮する人々の人権や生存権の侵害が無くなることを願い、生活保護を実践するケースワーカー、制度を研究する研究者、運用をチェックする弁護士が共同研究を重ねた成果をまとめたものである。1991 年の「熱血!生活保護宣言」とも言うべき『誰も書かなかった生活保護法』(法律文化社)の出版以降、『生活保護法のルネッサンス』(法律文化社、1996 年)『生活保護法の挑戦』(2000 年)のシリーズを経ている。そして 2004 年 4 月の初版『これが生活保護だ』を今般全面的に改訂したものである。